

新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針の変更内容の概要

1 重点措置区域の追加・期間の延長

項目	対象区域	期間
追加	高知県	2月12日～3月6日 (23日間)
期間の延長	群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、 三重県、香川県、長崎県、熊本県、 宮崎県	2月14日～3月6日 (21日間)

2 対処方針の主な変更点

項目	内容
オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策	
1) 国民への周知	<u>国民に対し、基本的な感染対策を徹底することに加え、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とすること、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること、感染リスクの高い場面・場所への外出は避けること、家庭内においても室内を定期的に換気するとともにこまめに手洗いを行うこと、子供の感染防止策を徹底すること、高齢者や基礎疾患のある者はいつも会う人と少人数で会う等、感染リスクを減らすこと等を促す。</u>
2) 学校等	<u>・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を基本としつつ、特に感染リスクが高い教育活動については、同マニュアル上のレベルにとらわれず、基本的には実施を控える、又は感染が拡大していない地域では慎重に実施を検討するといった対応を行う。</u> など

項目	内容
3) 保育所、 認定こども園等	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所を要請するとともに、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持する。</u> など
4) 高齢者施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>高齢者施設等の感染制御や業務継続について支援体制を強化する。</u> ・ <u>高齢者施設等の利用者が新型コロナウイルス感染症から回復して退院する場合の早期受け入れや施設内の療養環境整備を行うため、医師・看護師の派遣など高齢者施設等での体制強化を図る。</u> ・ <u>面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大している地域では、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討する。通所施設において、導線の分離など、感染対策をさらに徹底する。</u> など
5) 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>緊急事態宣言の発出を待つことなく、業務継続の観点からも、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減目標を前倒しで設定する。</u> ・ <u>事業継続が求められる業種に係る業務継続計画（BCP）の確認等を進める。</u>